

## 喬木村自走式草刈機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区、自治会等が行う道路、河川、公園、その他公共的な用地における美化活動を支援するため、村が保有する自走式草刈機（以下「草刈機」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出品)

第2条 村が貸し出す草刈機は、次の表のとおりとする。

貸出名称	品名／型式	規格	数量
自走式草刈機 (平地用)	オートモア— ／AM64B	全長×全幅×全高 1680mm×710mm× 980mm 重量 96kg 刈幅 600mm 刈高 10～90mm 速度 前進 1.8 km/h、3.0 km/h（変速段 数／2段） 後進 1.8 km/h 作業能率 11 a/h、18 a/h ナイフ バーナイフ（両面）×1枚 エンジン排気量 181cc 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン タンク容量 3.6リットル	1台

(貸出しの対象)

第3条 草刈機の貸出対象者及び対象となる活動は、次のとおりとする。

(1) 貸出対象者（以下「対象団体」という。）は、区、自治会、井水組合、PTA、保育園保護者会、喬木村体育協会加盟団体のほか、ボランティア等営利を目的としない団体であって、村長が適当と認める団体とする。

(2) 貸出対象となる活動は、村内における公共性のある美化活動とする。

(貸出日数)

第4条 1回の貸出期間は、貸出日から起算して6日以内とする。ただし、村長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(使用料等)

第5条 草刈機の使用料は無料とする。ただし、次の費用に関しては、使用した団体の負担とする。

(1) 草刈機の使用に伴う燃料費（使用燃料については、第2条の表のとおり）

(2) 第10条第13号の規定に係る保険料

(貸出しの申請)

第6条 草刈機の借受けを希望する対象団体の代表者(以下「申請者」という。)は、自走式草刈機借用申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、借入れを受けようとする日の10日前(借入日を含まない。)までに行わなければならない。ただし、村長が認めたときはこれを変更することができる。

(貸出しの決定等)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、草刈機の貸出しの可否を決定し、自走式草刈機貸出決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(貸出決定の取消し等)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 前条第1項の規定による貸出決定を受けた者(以下「使用団体」という。)が、この要綱の規定に違反したとき。

(2) 使用団体が、偽りその他不正な手段により貸出決定を受けたとき。

(3) その他草刈機の使用上又は管理上支障があるとき。

2 前項の規定による貸出決定の取消しに伴い、使用団体に損害等が生じても、村長はその賠償の責を負わない。

(草刈機の返却等)

第9条 使用団体は、返却の際には草刈作業報告書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 草刈機の返却は、職員の立会いのもとに行う。また職員は、草刈機の正常な作動、破損箇所の有無、燃料の残量及び機体の汚れについて点検を行い、確認して返却を受ける。

(遵守事項)

第10条 使用団体は、草刈機の使用及び保管に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 草刈機を使用目的以外で使用しないこと。

(2) 草刈機を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(3) 草刈機を変造しないこと。

(4) 草刈機を利用して処理請負等の事業を行わないこと。

(5) 草刈機を善良な管理者の注意をもって使用し、保管すること。

- (6) いたずらや盗難のおそれがある場所に保管しないこと。
- (7) 雨天時の保管の際は雨水への対処を行うこと。
- (8) 村が指定する燃料以外の燃料を草刈機に使用しないこと。
- (9) 作業実施の際は、歩行者等周囲の安全確保及び作動音等による周辺環境への影響に十分配慮すること。
- (10) 使用中に機械に異常を感じたら、直ちに使用を中止し、村に報告の上、その指示に従うこと。
- (11) 使用後は草刈機の清掃及び点検整備を行い、汚れ等を落とすこと。また、燃料タンクを満杯にした上で返却すること。
- (12) 草刈機の貸出期間を厳守すること。
- (13) 次条の規定による損害賠償等に対応できるよう、任意の損害保険等への加入について、必要に応じて検討及び対応すること。
- (14) その他村長が必要と認めること。

(損害賠償等)

第11条 使用団体は、使用団体の故意又は過失により、草刈機を故障、破損又は滅失させた場合は、速やかに村長に報告の上、その指示に従わなければならない。この場合、修理に要した費用等の負担は、使用団体が負わなければならない。ただし、使用団体の責めに帰さない事由による場合は、この限りでない。

2 草刈機の貸出し中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、使用団体が一切の責任を負い、処理しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、草刈機の貸出しについて必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。